

令和7年（2025年）11月13日
産業振興部 産業振興課

下関市商工業振興センターに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市商工業振興センターに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和7年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

（1）施設の概要

①名称 下関市商工業振興センター
②所在地 下関市南部町21番19号
③概要 開館：昭和61年
敷地：1495.73m²
延床面積：4099.50m²
構造：鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建

（2）指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（3）指定管理候補者の概要

①名称 下関商工会議所 会頭 曽我 徳將
②所在地 下関市南部町21番19号
③主な業務内容

- ・商工業に関して相談に応じ、又は指導を行うこと。
- ・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- ・商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- ・商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと。
- ・商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- ・商品の品質及び数量、商工業者の事業内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。
- ・輸出品の原産地証明を行うこと。
- ・交通、運輸及び港湾の改善発達を図ること。

- ・行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- ・商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- ・行政庁の諮詢に応じて答申すること。

2 選定までの経緯

- 令和7年 8月13日 非公募により申込書の受付開始
令和7年10月14日 受付終了
令和7年10月20日 下関市指定管理候補者選定委員会（産業振興部所管4施設）
を開催し下関市長に答申を提出
令和7年10月27日 下関市が指定管理候補者を選定

（1）申込資格

- ① 法人税、法人市県民税、消費税、事業税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑤ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑥ 消防法（昭和23年法第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人センターに常駐させることができること。
- ⑦ インボイスの交付に当たりインボイス制度における媒介者交付特例を行うことができる（適格請求書発行事業者として登録を受けていること）又はインボイスの交付にあたり代理交付を行うことができる。

（2）申込状況

申込書提出団体数 1団体（下関商工会議所）（非公募）

3 選定方法

指定管理候補者の選定は、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等で構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター）を設置し、委員会

において、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、経営状況の説明資料等及び申込団体のプレゼンテーションをもとに総合的に審議し、申込団体についての答申を下関市長に提出します。

下関市は、その答申及び選定基準を総合的に審査し、申込団体について指定管理候補としての選定を行います。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（産業振興部所管4施設）の委員（5人）

	区分	団体名称	役職	氏名	備考
推薦	学識経験者	公立大学法人 下関市立大学	副学長	杉浦 勝章	産業振興部所管施設の選定委員にふさわしい教員の推薦を依頼
就任	財務に関する有識者	株式会社 日本政策金融公庫 下関支店	中小企業事業 総括課 課長	青木 洋龍	企業への融資や経営課題に応じたコンサルティング機能、財務診断を行う金融専門家
就任	利用に関する有識者	下関公共職業安定所	次長	徳久 幸美	地域の産業・雇用情勢に応じた雇用対策、労働問題の専門家
就任		山口県中小企業団体 中央会	連携支援部 主任	平田 裕美	中小企業の健全な発展と育成を目的とした各種施策に精通
就任		下関市産業振興部	理事	水野 直	産業振興部所管施設の管理運営に精通

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定することとし、以下2項目全てに該当する団体を選定することとした。なお、最低制限基準は60点とした。

- ア) 過半数の委員が最低制限基準以上の採点である。
- イ) 採点の平均が最低制限基準以上である。

※選定基準は、別紙1 指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点のとおり

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

（1）採点結果

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
70	83	81	80	90	404	80.8

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

特になし

(3) 議事録（要点）

別紙2のとおり（注：「(1) 採点結果」中のA～E委員は、議事録中のA～E委員とそれぞれ同一の委員ではありません。）

7 選定結果

下関市は、下関市指定管理候補者選定委員会（産業振興部所管4施設）の答申及び選定基準に基づき総合的に審査し、下関商工会議所を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の（主な）提案概要

別紙3のとおり

(2) 選定の主な理由

ア) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。

イ) 下関市指定管理候補者選定委員会（産業振興部所管4施設）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

8 提案額

5年間の平均額 19,004千円

5年間の合計額 95,020千円